

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鈴鹿市長 末松 則子

市町村名 (市町村コード)	鈴鹿市 (24207)
地域名 (地域内農業集落名)	一ノ宮地区 (高岡、一ノ宮、池田、北長太、南長太)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月23日 (第1回)

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2: 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在は各集落ごとに担い手が存在し農地を借り受け、概ねゾーニングができていますが、今後、後継者がいない担い手が担っている農地や、急遽、農業の継続が不可能となる担い手が現れた場合などに、農業者が不在となった農地の遊休化や荒廃化が懸念される。

担い手の耕作農地は、各集落で概ねゾーニングできているものの、分散・錯綜しているエリアもあるため、作業効率が悪い。離農する農家が増加する中、担い手の更なる経営規模拡大の支障となることが懸念される。

【地域の基礎データ】 水稻・施設(いちご・バラ)・麦・大豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

一ノ宮地区は鈴鹿川右岸の水田地帯に位置し、コシヒカリを中心とした早場米産地で、良質米産地として高い評価を得ている。

しかし、他の地域と同様、農業従事者の高齢化、後継者不足の中で今後の農業のあり方を考えていく必要がある地域である。

そのため、当計画において、新規就農者へ農業次世代人材投資資金を交付することにより、今後の農業への定着を図り、地域農業の担い手として育成、支援を図る。また、認定農業者を中心とする担い手に対しては、経営の低コスト化など、経営改善を図る農業者を担い手として位置付ける。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	386.87 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	386.87 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0.00 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内に存在する農地台帳に登録された農地を、農業利用が可能な農用地等の区域として設定した。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>農業者が不在となった農地は、他の担い手や各農家で円滑に経営継承が行われるよう、担い手間及び各農家間で農地調整が行える体制づくりを図る。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>将来的な農地の集約化を見据え、現在の相対による利用権設定期間満了時には、農地中間管理機構を通じた利用権設定に切り替えていく。 また、担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じた担い手への貸付けを進めていく。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>地域内の農地について、各種補助金等を活用して、土壌改良などの生産基盤の改良を行うことを検討する。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体の情報を集め、相談があった場合には農地をあっせんするなど、相談から定着まで切れ目のない取り組みを行えるよう検討する。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針</p> <p>地域の農地の管理については、JA鈴鹿等と連携をすることで、農作業委託も含めて適切に管理していく手法を検討する。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	✓ ⑧農業用施設	⑨その他	
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>⑧ 担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。</p>				